第七百七条の見出しを「（徴税吏員の水利地益税等に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「徴税吏員」を「地方団体の徴税吏員」に、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「地方団体の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　地方団体の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七百八条第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七百三十三条の四の見出しを「（徴税吏員の法定外目的税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「地方団体の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　地方団体の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七百三十三条の五第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七百三十四条第三項中「第三十四項」を「第三十三項」に、「第四十項から第四十三項まで」を「第三十九項から第四十二項まで」に改める。

第七百四十八条第一項及び第二項中「第五十三条第四十三項」を「第五十三条第四十二項」に改める。

附則第四条第十六項第一号中「第十七条の五第一項及び第二項」を「第十七条の五第三項及び第四項」に改める。

附則第五条の四第一項第二号ハ及び第六項第二号ハ中「第十条の七」を「第十条の六」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七条　削除

附則第八条の二第一項中「第七項又は」を「第七項、」に改め、「第六十八条の十五第五項」の下に「又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第七十二条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項又は」を「第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項又は」に改め、「第四十二条の十一第五項」の下に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項又は」に、「第五十三条第三十五項」を「第五十三条第三十四項」に改める。

附則第九条の四第一項中「第七十一条第一項」を「第七十一条第一項第一号」に改める。

附則第十二条の二中「七百十六円」を「四百十一円」に改める。

附則第十七条の二第五項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項の次に次のように加える。

第三百九十六条の四第四項及び第五項	第三百八十八条第一項の固定資産評価基準	第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び附則第十七条の二第一項の修正基準
	同項の固定資産評価基準	第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び附則第十七条の二第一項の修正基準

附則第十七条の二第六項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項の次に次のように加える。

第三百九十六条の四第四項及び第五項	第三百八十八条第一項の固定資産評価基準	第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び附則第十七条の二第一項の修正基準
	同項の固定資産評価基準	第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び附則第十七条の二第一項の修正基準

附則第三十条の二中「二千百九十円」を「二千四百九十五円」に改める。

附則第三十四条の二第十一項第一号中「第十七条の五第一項及び第二項」を「第十七条の五第三項及び第四項」に改める。

附則第五十条第一項から第三項までの規定中「第七十二条の四十九の八」を「第七十二条の四十九の十二」に改め、同条第四項第二号及び第三号中「第七十二条の四十九の八第七項」を「第七十二条の四十九の十二第七項」に改め、同条第五項中「第七十二条の四十九の八第六項」を「第七十二条の四十九の十二第六項」に、「第七十二条の四十九の八第十項」を「第七十二条の四十九の十二第十項」に改める。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第二条　地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第二号中「帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者」を「規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法の目次の改正規定（「第二十一条・第二十二条」を「第二十一条―第二十二条の二」に改める部分に限る。）、同法第十九条の改正規定、同法第一章第十五節中第二十二条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の二の二第一項の改正規定（「第七十二条の三十八まで」の下に「、第七十二条の四十九」を加える部分に限る。）、同法第七十二条の八第二項の改正規定（「第七十二条の四十九の六第二項」を「第七十二条の四十九の十第二項」に改める部分を除く。）及び同法第七十二条の四十九を同法第七十二条の四十八の二とし、同条の次に一条を加える改正規定　公布の日から起算して二月を経過した日